

議案第29号

大崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり、大崎市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和2年2月14日

大崎市議会議長 佐藤和好様

提出者 議会運営委員長 中鉢和三郎

大崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

大崎市議会委員会条例（平成18年条例第274号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「水道部」を「上下水道部」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。